

## 第三期前橋市子ども・子育て支援事業計画(案)に対するパブリックコメント(意見募集)の実施結果について

### 1 パブリックコメントの趣旨

子ども・子育て支援法第61条第8項の規定に基づき、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、広く市民の意見を求めることその他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとされており、今回の「第三期前橋市子ども・子育て支援事業計画」を策定するに当たり、広く市民の皆様等の意見を聞くため、パブリックコメント（意見募集）を実施しました。

### 2 意見募集期間

令和7年1月14日（火）から令和7年2月10日（月）

### 3 実施方法

#### (1) 市民への周知

- ① 「広報まえばし」令和7年1月号に掲載
- ② 本市ホームページに令和7年1月10日より掲載

#### (2) 資料設置場所

こども施設課（保健センター2階）、情報公開コーナー（市庁舎2階）、各支所・市民サービスセンター、各地区公民館・コミュニティセンターの合計26施設に令和7年1月14日（火）より設置

#### (3) 意見の提出方法

市ホームページ及び資料設置場所に設置してある用紙に記入のうえ、郵送、ファックス又は電子メールで提出、若しくは資料設置場所へ直接提出

#### (4) 意見募集対象者

市内に在住、在学、在勤の方、本件に利害関係がある方（本市で社会的活動や経済的活動を営んでいる方、家族が本市の行政サービスを受けている方等）

### 4 意見提出者数

0名

### 5 意見提出件数

0件

### 6 意見及び市の考え方

意見の提出はありませんでした。